## キンバリー・ブロセス証明制度の参加国等について

## 輸出注意事項17第30号 • 輸入注意事項17第61号(17.12.14)

- 改正①輸出注意事項19第17号 輸入注意事項19第27号(19.5.1)
  - ②輸出注意事項19第29号·輸入注意事項19第35号(19.9.28)
  - ③輸出注意事項20第1号·輸入注意事項20第1号(20.1.23)
  - ④輸出注意事項22第1号·輸入注意事項22第1号(22.1.15)
  - (5)輸出注意事項25第35号·輸入注意事項25第10号(25.11.29)

「ダイヤモンド原石の輸出承認について」(平成14年12月27日付け平成14・12・20貿局第3号・輸出注意事項14第53号)記6及び「ダイヤモンド原石の輸入承認について」(平成14年12月27日付け平成14・12・18貿局第1号・輸入注意事項14第68号)記4で定めるキンバリー・プロセス証明制度に参加している国及び地域は、下記のとおりとなります。

なお、平成15年2月12日付け「(お知らせ)キンバリー・プロセス証明制度の参加国について」は廃止します。

記

アンゴラ、アルメニア、オーストラリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ボツワナ、ブラジル、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、中華人民共和国、台湾、コンゴ民主共和国、コートジボワール、クロアチア、欧州共同体、ガーナ、ギニア、ガイアナ、インド、インドネシア、イスラエル、日本、カザフスタン、大韓民国、ラオス、レバノン、レソト、リベリア、マレーシア、マリ、モーリシャス、メキシコ、ナミビア、ニュジーランド、ノルウェー、パナマ、コンゴ共和国、ロシア、シエラレオネ、シンガポール、南アフリカ共和国、スリランカ、スワジランド、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ